

宮崎県道路公社業務委託総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県道路公社（以下「公社」という。）が発注する業務委託について、宮崎県道路公社会計規程（昭和46年宮崎県道路公社規程第3号）第75条第2項及び第3項の規定に基づき、総合評価一般競争入札を実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要綱の対象となる業務は、別に定める料金徴収業務等受託者実施要綱第3各号に掲げる業務（以下「料金徴収等業務」という。）とする。

(総合評価一般競争入札の特例)

第3条 対象業務の受託者が破産等により受託業務を継続することができないと認められた場合は、指名競争入札又は随意契約により新たに受託者を決定することができる。

(総合評価一般競争入札の公告)

第4条 総合評価一般競争入札を行うときは、次の各号のうち必要な事項を掲示板及び公社ホームページへの掲載により公告を行うものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札に付する事項
- (2) 入札参加資格（総合評価一般競争入札に参加するために必要な資格をいう。以下同じ。）に関する事項
- (3) 入札参加資格の確認に関する事項
- (4) 入札参加申込の受付に関する事項
- (5) 入札説明書の交付に関する事項
- (6) 入札書の提出に関する事項
- (7) 開札に関する事項
- (8) 入札保証金及び契約保証書に関する事項
- (9) 落札者の決定の方法
- (10) 落札者決定基準に関する事。
- (11) 評価項目及び得点配分に関する事。
- (12) 入札の無効に関する事項
- (13) 入札参加資格審査申請書等に係る作成説明会、ヒアリング及び現場説明会を行う場合はそれらに関する事項
- (14) その他理事長が必要と認める事項

(入札参加資格)

第5条 入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 九州内に本店又は支店若しくは営業所を有する法人であること。
- (2) 料金徴収等業務を適正かつ確実に遂行するに足りる事業規模であること。
 - ア 常時雇用関係のある社員（臨時、パート勤務等を除く。）が10名以上いること。
 - イ 直近1年間の決算における営業売上が、1億円以上であること。
- (3) 料金徴収等業務を適正かつ確実に遂行するための業務体制を確保できること。
 - ア 現場の責任者となる料金所長及び主任については、常時雇用関係のある社員（臨時、パート勤務等を除く。）で、それぞれ料金徴収業務又は交通誘導警備業務若しくは道路パトロール業務の管理・監督の経験が1年以上の者を配置できること。

- イ 収受員39名以上を確保し、かつ、収受員に対して教育研修を実施できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札に参加させないこととする法人でないこと。
 - (5) 建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る指名競争入札において、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
 - (6) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある法人にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (8) 国税及び地方税の未納がないこと
 - (9) 法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (10) 法人の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (11) 料金徴収等業務の委託に関し、過去3年以内に委託先から、その法人の責に帰すべき事由により契約解除の措置を執られたことがないこと。
 - (12) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（入札説明書の交付）

第 6 条 総合評価一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、入札説明書を交付するものとする。

2 入札説明書は、公告後の公社が指定する日に交付するものとする。

3 入札説明書の交付時期及び交付方法は、総合評価一般競争入札の実施に係る公告において明らかにするものとする。

（入札説明書及び仕様等に対する質問）

第 7 条 入札参加希望者からの入札説明書に対する質問は、電子メールにより受け付けるものとする。

2 質問に対する回答は、公社ホームページに掲載する。

（入札参加申請書類の提出）

第 8 条 入札参加希望者に対し、次に掲げる書類を添付して、入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。なお、必要書類を提出した後は、変更を認めない。

(1) 入札参加資格審査資料（参考様式 1）

(2) 法人の登記事項全部証明書

(3) 申請書提出日の直近 2 年間の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類

(4) 直近 1 事業年度の国税及び地方税の未納がないことを証する書面

(5) 会社概要

(6) 業務実績証明書（料金所長・主任用）（参考様式 2）

(7) 業務執行体制表（参考様式 3）

(8) 配置予定者の経歴書（参考様式 4）

(9) 委任状（任意の様式。支店、営業所等に委任する法人に限る。）

(10) 業態調書（参考様式 5）

(11) 誓約書（参考様式 6）

(12) その他理事長が指示するもの

2 評価項目に、企業の業務実績が含まれる場合は、業務実績証明書（企業用）（参考様式 7）の提出を求めるものとする。

3 評価項目に、社員能力向上への取組が含まれる場合は、社員研修等調書（参考様式 8）の

提出を求めるものとする。

- 4 評価項目に、業務委託の実施内容がより良いものとなる提案（業務提案）が含まれる場合は、業務提案書（参考様式9）の提出を求めるものとする。

（申請書等作成費用の負担等）

第9条 申請書等の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

- 2 提出された申請書等の返還及び公表は、原則しないものとする。
- 3 公社は、申請書等を提出者に無断で他の目的のために使用しないものとする。

（入札参加資格審査及び資格決定）

第10条 理事長は、第8条の規定により、申請書等が提出されたときは、料金徴収等業務委託入札参加資格審査会（以下「資格審査会」という。）の審査を経て、入札参加資格を決定するものとする。

- 2 前項の規定による入札参加資格の審査結果を入札参加資格審査結果通知書（様式第2号）により入札参加希望者に対して通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を併せて通知するものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第11条 入札参加資格がないと認められた理由の説明は、書面（様式任意）により求めることができる。

- 2 前項の規定により理由の説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
- 3 第1項の規定により説明を求めた者が、入札参加資格がある者であったと認めるときは、資格審査会の審議を経て、前条第2項の通知を取り消し、入札参加資格の決定通知を行うものとする。
- 4 入札は、前3項の手続終了後でなければ執行してはならない。

（入札参加資格の取消）

第12条 理事長は、入札参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格審査会の審査を経て、入札参加資格の決定を取り消すことができる。その場合、入札参加資格取消通知書（様式第3号）により、該当者に対して通知する。

- （1）第5条各号に掲げる入札参加資格に該当しなくなったと認められるとき。
- （2）虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかになったとき。

（料金徴収等業務委託総合評価方式審査会）

第13条 次に掲げる事項は、料金徴収等業務委託総合評価方式審査会（以下「総合評価方式審査会」という。）の審査を経て、定めるものとする。

- （1）総合評価方式による入札を行うことの適否
- （2）評価の方法及び評価の基準（以下「落札者決定基準」という。）
- （3）業務提案等の評価
- （4）落札者の決定

(落札者決定基準の設定)

第14条 前条第2号に規定する落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、料金徴収等業務委託総合評価委員（以下「委員」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- 3 前2項の意見の聴取の方法等は、評価委員設置要領に定めるものとする。
- 4 第1項の規定による意見聴取の結果を総合評価方式審査会の審査に付し、対象業務委託の落札者決定基準を定めるものとする。

(総合評価の方法及び形式)

第15条 総合評価の方法は、入札者の企業実績等の評価項目ごとの得点を合計した加算点を標準点に加えたもの（以下「評価点」という。）で評価し、当該入札者ごとの評価点を入札価格で除して得られた評価値をもって行うものとする。

$$\text{評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格}$$

(評価の基準)

第16条 評価の基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の形式、業務委託の目的・内容により必要となる要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(3) 評価項目及び得点配分に関すること。

(落札者の決定方法)

第17条 入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上で有効な入札を行った者のうち、第15条に規定する評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。

- 2 前項で定められた落札候補者について、第13条の総合評価方式審査会の審査を経て、落札者とする。
- 3 第14条第2項の意見聴取において、委員から落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、前項の落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、委員の意見を聴かなければならない。
- 4 落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(業務提案の実施)

第18条 業務提案については、業務提案以後の業務において、その内容が一般的に用いられているものと認められる場合は、無償で使用できるものとする。ただし、排他的権利を有する業務提案についてはこの限りでない。

- 2 落札者は業務提案として提案した内容のうち、公社が実施を認めたものは、履行義務を負うものとする。なお、その履行に伴い発生する費用は落札者が負担するものとする。
- 3 履行義務を負う業務提案については、履行確認を行う。なお業務提案の全部及び一部を落札者の責により履行していない場合は、契約額の減額、損害賠償の請求等を行う場合があり、特にその状況が悪質と認められるときは、指名停止措置を行うことがある。

(落札の通知等)

第19条 落札者を決定したときは、書面により通知するものとする。

- 2 落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者の氏名、住所及び落札金額並びに請求を行った入札者が落札とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第20条 総合評価一般競争入札の入札結果については、別に定めるところにより、速やかに公表するものとする。

(記録の保管)

第21条 次の各号についての記録を作成し、5年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込に係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、入札の内容及び無効とされた理由
- (5) その他の必要な事項

(その他)

第22条 本要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。